

高第704号
令和7年12月10日

各施設・事業所の長様

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長

令和7年度高齢者施設等防災・減災対策補助金に係る事前協議について（2次協議分）

平素より、県の高齢福祉行政に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記補助金につきまして、令和7年度分の協議を実施しますので、別紙1「令和7年度高齢者施設等防災・減災対策補助金の概要（2次協議分）」を御確認の上、活用を希望される場合は、下記により資料を作成し、期限までに提出願います。

記

1 提出資料

(1) 「事前協議調査票」（別添1）

(2) 添付書類

ア 平面図、位置図、写真等

※平面図は施工箇所の詳細図と建物全体の平面図を添付すること。複合型施設の場合は、建物全体の平面図を色分け等で施設種別ごとに区分すること。

※位置図は施設周辺の状況がわかるものを添付すること。

※写真は現況及び改修箇所又は設置個所が分かるものを添付すること。

イ 見積書（公的機関又は工事請負業者）

※公的機関で見積ができない場合は、工事請負業者等の見積書を2者以上添付すること。

※見積書は表紙だけではなく、内容・内訳まで記載されたものを添付すること。

※見積書の仕様は同様のものとすること。

※事前協議から補助金の交付決定を受ける期間内は、仕様の変更を行わないこと。

(3) 補助対象面積確認シート（別添2）（必要に応じて）

2 提出方法

(1) 上記1に掲げる資料を電子データでメールにて提出すること。

なお、メールで提出した際には、併せて電話でもその旨を連絡すること。

※上記1の（2）については、位置図、平面図、写真、見積書の順に並べたうえで、1つのPDFにして、提出すること。

3 提出先

岐阜県健康福祉部高齢福祉課施設整備係 毛利あて (c11215@pref.gifu.lg.jp)

4 提出期限

令和7年12月19日（金）【必着、期限厳守】

5 その他

(1) 令和6年4月1日より義務化された業務継続計画（BCP）及び既に義務化とされている非常災害対策計画の策定がない施設については原則補助対象外。

(2) 原則として、当該交付金の補助協議前に補助財産に対して抵当権が設定されている場合は、利用者保護の観点から補助対象外とする

6 「国土強靭化対策と一体的に行う大規模修繕等支援事業」について

本協議から新たに「国土強靭化対策と一体的に行う大規模修繕等支援事業」が補助メニューに追加されました。そこで、令和8年度時の本事業の実施予定を確認したいため、事業実施予定を回答してください。

本補助金は国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を財源としており、交付金の令和8年度事業内容が未確定であることから、調査対象事業について実際に募集を行うかどうかは未定です。また、実施予定ありと回答いただいた場合でも、現時点において補助対象となることを確約するものではありませんが、実施見込み量の正確な把握のため希望される方は必ず回答をお願いします。

回答方法：調査表（別添3）により回答

提出期限：令和7年12月19日（金）【期限厳守】

留意点：令和7年度2次協議で実施を希望される場合は、上記に従い協議をしてください。

担当所属	岐阜県健康福祉部高齢福祉課 施設整備係		
担当係長	広瀬	担当者	毛利
電話番号	058-272-1111 内線 3473		
E-mail	c11215@pref.gifu.lg.jp		